

森トラストグループ サステナブル行動規範

私たち森トラスト株式会社及びそのグループ会社（以下「森トラストグループ」といいます）は、「会社は公の器である」、「会社は社会とともに持続的である」、「会社は戦略と戦術をもって事業を展開する」という経営理念のもと、創業以来一貫して社会との持続可能な共生を目指し、事業を推進してまいりました。また、2021年には、サステナビリティ推進ビジョン「まちづくりからみらいづくりへ」を公表するとともに、毎年サステナビリティに関する取組目標を設定し、経済・環境・社会との共生を実現する具体的な取組みを着実に実施しています。

また、企業活動が私人の生活に及ぼす影響が拡大しており、人権への配慮が企業のサステナビリティ推進にとって重要な一部となっていることを踏まえ、2025年には、森トラストグループの人権の尊重に関する方針を明確にし、社会に対するコミットメントを行うことを目的として、「森トラストグループ人権方針」（以下「人権方針」といいます）を策定・公表いたしました。この人権方針に基づき、事業活動を通じて起こり得るステークホルダーの人権に対する負の影響を最小化していくため、人権デュー・ディリジェンス等、人権尊重の取組みを推進してまいります。

そして、このような人権への配慮を含めたサステナビリティを推進していくためには、森トラストグループのみならず、そのパートナーであるお取引先様をはじめとするサプライチェーン全体での取組みが不可欠かつ重要であると認識しております。

そこで今般、経営理念及び人権尊重の考え方を実践すべく、人権方針の考え方を敷衍した「森トラストグループ サステナブル行動規範」（以下「本規範」といいます）を策定いたしました。本規範は、森トラストグループが遵守する事項を列挙したものであると同時に、サプライチェーン全体での実現を目指す事項を列挙したものとなっております。

記

1 法令等の遵守（人権方針1関連）

事業主は、各種法令等を遵守するものとする。また、事業主は、社会的要請に適切に適合し、社会規範や企業倫理を十分に理解して、良識と責任を持って行動するものとする。

2 事業活動における人権尊重（人権方針2（1）（2）ア関連）

（1）人権尊重のための取組みの推進

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、事業主は、人権方針の策定及びその尊重、人権デュー・ディリジェンス、負の影響の是正・救済に取り組むものとする。

(2) 不合理な差別的取り扱いの禁止

事業主は、皆等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、性別、年齢、国籍、民族、人種、出身地、宗教、信条、障害の有無、性的指向、性自認等の理由によって不合理な差別を行わず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

事業主は、自らの事業活動において、不合理な差別を行ったり、不合理な差別を助長したりする行為を行わないものとする。また、事業主は、自らの事業活動が人権侵害をもたらしたり、人権侵害に加担したりすることのないよう、配慮するものとする。

3 労働に係る人権尊重（人権方針2（2）イ関連）

(1) 強制労働の禁止

事業主は、いかなる段階においても、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いないものとする。また、事業主は、すべての者の就業を強制することなく、従業員の離職の権利や雇用を自ら終了する権利を保護するものとする。

(2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

事業主は、最低就業年齢に満たない児童に一切労働をさせてはならないものとする。また、事業主は、18歳未満の若年労働者を、夜勤や残業などを含む、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させないものとする。

(3) 虐待及びハラスメントの禁止

事業主は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、及びそのような可能性のある行為を労働者に行わず、またそのような発言、行動を一切容認しないものとする。

(4) 適切な賃金と手当

事業主は、従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、及び法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）や社会保障に適用される、すべての法規制を遵守するものとする。

また、事業主は、従業員に対する、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮するものとする。

(5) 適切な労働時間、休日・休暇

事業主は、労働者を、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働

させないものとする。また、事業主は、労働者の労働時間・休日を適切に管理するとともに、現地法令に定められた年次有給休暇を付与するものとする。

(6) 結社の自由・団体交渉権の尊重

「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」において、すべての ILO 加盟国は労働者の基本的権利に関する原則を尊重すべきものとされていることを踏まえ、事業主は、労働者の結社の自由及び団体交渉の権利を尊重するものとする。

(7) 従業員の健康管理

事業主は、すべての従業員が健康的な労働環境下で働くことができるよう、すべての従業員に対し、適切な健康管理を行うものとする。

(8) 労働安全衛生

事業主は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保するものとする。

事業主は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行うものとする。

事業主は、労働災害や職業的疾患を防止するために、適切な対策を講じ、事故やトラブルなどが発生した際は、是正措置を実施するものとする。

4 地域との共生（人権方針 2（2）ウ関連）

(1) 地域への情報提供及びコミュニケーション

自己の事業活動に関連して、法令や条例その他の法令上の手続を経て定められたルールにおいて、地域への情報提供や地域とのコミュニケーションが求められている場合、事業主は、これらのルールに則り、地域への情報提供を行うとともに、適切なタイミングでコミュニケーションを図るものとする。

(2) 地域貢献活動への取組み

企業は地域共生を通じて、地域社会との良好な関係を築き、地域社会の発展に寄与することが期待されていることを踏まえ、事業主は、自身の事業内容や事業規模に応じた地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

5 公正な事業活動（人権方針 1 関連）

(1) 贈収賄等の腐敗の防止

事業主は、適用を受ける限りにおいて、我が国における不正競争防止法の外国公務員に対する贈収賄規制、刑法の汚職の罪、外国における贈収賄規制及びその他の法令に抵

触しないものとする。また、事業主は、これらの法令違反が発生しないように未然に社内の教育を行うものとする。

(2) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重大な課題であること、そして事業主の社会的責任の観点から必要かつ重要であることを踏まえ、事業主は、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応するものとする。

(3) 公正な事業活動の推進

国民経済の民主的で健全な発達を促進することに寄与すべく、事業主は、独占禁止法、中小受託取引適正化法等の競争法を遵守し、公平・公正な取引を行うものとする。

(4) 知的財産権の保護

新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、事業主は、自己の保有する特許権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産権を侵害しないものとする。

(5) 適切な情報開示

適切な情報開示と透明性確保の重要性を踏まえ、事業主は、適用される法規制のみならず社会的規範や業界団体等の指針などに従って、自社の財務情報及び非財務情報を適切に開示する。また、事業主は、記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されないことを徹底して意識したうえで事業活動を行うものとする。

(6) 苦情処理メカニズムの整備・通報者保護

社会経済の健全な発展に寄与すべく、事業主は、法令違反・不正行為等の問題の未然防止や早期発見のための内部通報制度を整備するとともに、内部通報者が不利益を被らない体制を構築するものとする。

6 品質の確保（人権方針1 関連）

(1) 品質管理

社会的信頼の獲得及び顧客満足の上昇のため、事業主は、顧客へ提供する商品・サービスについて、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、品質を確保し、向上させるものとする。

(2) 顧客への情報提供

事業主は、顧客に対して、商品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供するものとする。万一、事故等が発生した場合には、事業主は、必要性を鑑みて時宜に応じた情報の開示・報告等を行うものとする。

7 環境への配慮（人権方針1関連）

(1) 気候変動への対応

事業主は、エネルギー効率改善や再生可能エネルギー利用などに努め、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組むよう努めるものとする。

(2) 資源の有効利用と廃棄物の管理・削減

事業主は、サーキュラーエコノミー社会への移行を目指して、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えるよう努めるものとする。

(3) 汚染防止・化学物質管理

事業主は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気・水域・土壌等への排出を削減するための適切な対策を実施するものとする。

また、事業主は、有害な化学物質について、法規制を遵守し、特定、表示、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、及び廃棄が確実に実施されるよう管理するものとする。

(4) 水の使用削減

事業主は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水するものとする。

(5) 生物多様性保全

事業主は、多様な生物が存在する自然環境や生態系を保全するため、事業活動におけるそれらへの負荷の低減に取り組むよう努めるものとする。

(6) 環境に配慮した商品・サービスの提供

事業主は、環境に配慮した商品やサービスの提供に積極的に取り組むよう努めるものとする。また、事業主は、商品に含まれる化学物質について、法規制を遵守するものとする。

8 情報管理（人権方針3（1）（2）関連）

（1）情報セキュリティ・サイバーセキュリティ

情報通信技術の活用が進展し、世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威が深刻化していることやその他の内外の諸情勢の変化に伴い、事業主は、サイバー攻撃などの脅威に対する管理体制を整備・構築することで、自社の情報のみならず取引先や顧客から受領した機密情報を、適切に管理・保護するものとする。

（2）個人情報保護

デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることを踏まえ、事業主は、取引先、顧客、従業員などすべての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護するものとする。

9 危機管理（人権方針3（1）（2）関連）

（1）危機管理

事業主は、自然災害や重大な事故などに備え、それらの被害を最小限に抑えるよう危機発生時の対応体制・行動基準を整備するものとする。

（2）事業継続計画（BCP）

事業主は、継続的に商品やサービスを提供することができるよう、事業継続計画（BCP）やリスク管理体制を整備するものとする。

以 上

2026年2月16日 制定

森トラストグループ
株式会社森トラスト・ホールディングス
代表取締役社長 伊達 美和子